

【質問・意見等】人事・給与関係業務情報システムに係るプロジェクト管理支援業務

項番	記載頁・部分	記載項目・内容	質問及び意見等	理由	回答
1	6	3.9. 第4次システム更改に係るプロジェクト管理支援及びベンダーマネジメント等の対応支援	この項全文削除されたい。	第4次システム更改に係る以下の事項を実施することが業務となるが、第4次システムについては、2.2表1 No.6の「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」において、これから調査研究を行うこととなっており、現時点では、プロジェクトの規模等が見通せず、工数の見積り等が不可能であるため。 ・プロジェクト管理の基本となる進捗管理、課題管理、リスク管理 ・課題やリスク等への対応支援、第4次システム更改に係る仕様書など必要資料の作成支援 ・第4次システム更改に関係する事業者から提出される成果物等のレビュー支援 ・各種ベンダーマネジメント支援	御意見を踏まえ、3.9.を修正いたしました。御認識のとおり第4次システム更改は「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」において整理・決定するものとなりますので、その結果として仕様書に記載の工数が増減が生じる場合は必要な仕様変更等を行う予定です。なお、第4次システム更改は第3次更改システムの運用との連携が必須であり、別途調達予定の「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」に係る仕様書において方向性は一定程度確認することが出来るかと考えております。
2	6	3.10. 人事・給与システムに関する中・長期的な諸課題への対応支援	この項全文削除されたい。	中・長期的な諸課題の検討は、2.2表1 No.6の「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」の中で行うべきであり、1.3 調達目的および期待する効果の「中長期的なプロジェクト管理体制の確保」とは目的を異にすると考えられるため。	第4次システム更改に直接関係しない諸課題も生じ得ることが考えられることから、御指摘の記載は維持することとします。
3	6	3.11 人事・給与システムに係るプロジェクト管理支援業務の円滑な引継ぎ(1) 現行事業者からの引継ぎ 受託者は現行事業者から引継ぎを受け、その旨の報告を、委託契約開始日前までに、委託者へ行うこと ならびに その引継ぎ内容に必要な経費(受託者の人件費に係る部分を除く。)は委託者又は現行事業者の負担となる。	契約締結前に作業を実施し、かつ、その経費を事業者が負担する行為は、次の条件のもと要求されていると推察する。 ・入札後の業者決定がされていること(内定) ・本作業で発生する全ての費用は、調達での契約金額に含まれていること ・何らかの理由により契約締結ができない場合には、発生した費用の全てを支払っていただくこと 上記の条件を明記いただきたい。	特に「受託者の人件費に係る部分を除く」とされており、事業者に対して、無償での便宜供与をもとめているとの誤解を生じかねないため。	御指摘のとおり修正します。
4	6	3.11 人事・給与システムに係るプロジェクト管理支援業務の円滑な引継ぎ(2) 次の受託者への引継ぎ 引継ぎ内容については人給専任部門の承認を受けるものとし、その引継ぎ内容に必要な経費(次の受託者の人件費に係る部分は除く。)は、委託者又は受託者の負担となる。	上記での、現行事業者、本調達の受託者、ならびに次の受託者が混在しているため、誤解が生じないよう容易に区別ができる呼称を検討いただきたい。 (例 令和6年度受託者と令和11年度受託者など) その上で、 「その引継ぎ内容に必要な経費(次の受託者の人件費に係る部分は除く。)」は、委託者又は受託者」は、次の受託者(令和11年度受託者)の費用は、令和6年度受託者の費用には含まない。令和6年度受託者が令和11年度受託者に対し行う引継ぎ作業は令和11年度受託者費用を除いて令和6年度受託者の費用に含むとの理解で良いか。	誤解が無いように確認させていただきたい。	御指摘のとおり修正します。なお、後段部分については、御理解のとおりです。
5	8	4.1 作業実施体制と役割 表4 本業務における組織等の体制と役割 項番7 計画・設計管理責任者	該当責任者の役割が他の責任者と区別を理解できるよう説明を追記いただきたい。計画書、設計書、手順書、計算書等は、アプリケーション改修、マニュアル改訂等の成果物かと想像するが、それぞれに関する責任者と重複しており区別を明らかにしていただきたい。	誤解が無いように確認させていただきたい。	御指摘を踏まえ「計画・設計管理責任者」を削除します。
6	9	4.1 作業実施体制と役割 表4 本業務における組織等の体制と役割 項番6 第4次更改管理責任者	この項全文削除されたい。	本様式項番1の理由の通り、本業務を遂行することは不可能であるため。 第4次更改については、2.2表1 No.6の「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」により初めてシステム内容が明らかになるものであり、この調査・研究業務を踏まえて別途、これにふさわしい第4次システム更改に係る工程管理支援事業者を調達するのが適当である。 本件プロジェクト管理支援業務受託者は、3.3 会議等コミュニケーションに関する業務支援 表2 人事・給与システムにおける会議体 にある通り、2.2表1 No.6の「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」に係る会議体に参加することを予定している。	項番1の回答のとおりです。
7	10	4.2 要員に求める資格等の要件 (2) 担当責任者 ・AWS認定のソリューションアーキテクト - アソシエイト試験以上に相当する能力を有すること。 (表3 項番6のみ)	全文削除されたい(なお、表3 項番6は、表4 項番6の誤りと史料)。	本様式項番6の理由の通り、「第4次更改管理責任者」を設置して本業務を遂行することは不可能であるため。	項番1の回答のとおりです。なお、番号の誤記については修正します。
8	15	7.3. 複数事業者による共同入札 (4) 共同入札を構成する全ての事業者は、公的な資格や認証等の取得を除く全ての応募条件を満たすこと。	この項を次のように改められたい。 「(4) 共同入札の代表者たる事業者は、公的な資格や認証等の取得を除く全ての応募条件を満たすこと。」	7.3. 複数事業者による共同入札(1)(2)にある通り、「複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者」が定められ、「共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行い、「事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決」し、「また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること」とされており、一体としての事業遂行能力が求められており、これで十分であるため。 また、複数事業者それぞれに7.2 受注実績を求めることとすると、各得意分野を活かした複数事業者による共同入札の組成が困難となり、ひいては質の高い本業務の	御指摘のとおり修正します。
9	17	(8) 事業者が閲覧できる資料一覧	現行のプロジェクト管理支援業務に関する資料も閲覧リストに追記いただきたい。	本プロジェクトの規模や難易度を正確に把握するため。	追加の上、事前閲覧資料として現行のプロジェクト管理支援業務に関する資料を準備します。

項番	記載頁・部分	記載項目・内容	質問及び意見等	理由	回答
10	6	3. 9. 第4次システム更改に係るプロジェクト管理支援及びベンダーマネジメント等の対応支援	本件の契約形態は、請負契約と準委任契約のどちらを想定されているでしょうか？ 請負契約である場合は、「3. 9. 第4次システム更改に係るプロジェクト管理支援及びベンダーマネジメント等の対応支援」については、本調達の作業実施範囲から分離し、令和6年度に調達される「調査・研究業務」よりも後に調達されることを提案いたします。	第4次システムの詳細なシステム検討は、令和6年度に実施される「第4次更改に向けた調査・研究」、及び、令和7年度から実施される「第4次更改に向けた設計・構築・移行」にて実施されると認識しています。 そのため、本調達の段階では第4次システムの機能・非機能要件やシステム構成については定義されていない認識です。 こういった状況では「3. 9. 第4次システム更改に係るプロジェクト管理支援及びベンダーマネジメント等の対応支援」を遂行するために必要な体制や工数について適切に査定・算出することが困難と考えます。	契約形態としては請負契約を想定しております。 御意見を踏まえ、3.9.を修正いたしました。御認識のとおり第4次システム更改は「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」において整理・決定するものとなりますので、その結果として仕様書に記載の工数に増減が生じる場合は必要な仕様変更等を行う予定です。なお、第4次システム更改は第3次更改システムの運用との連携が必須であり、別途調達予定の「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」に係る仕様書において方向性は一定程度確認することが出来ると考えております。
11	2	1.5. 契約期間 1.6. 作業スケジュール	本業務は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の業務とされています。 一方で役務内容を踏まえると、役務内容又は期間ごとに業務発注を分けることで、競争性や業務自体の費用対効果の向上も期待できると考えます。複数年度としている理由等ありましたらご教示ください。	「3. 作業の実施内容に関する事項」に記載のとおり、「契約期間の途中で業務の内容に変更が生じる可能性がある」と考えます。年度ごとに注力する課題が異なることが想定されること、業務内容がプロジェクト管理支援業務のみに該当しないことから、業務調達単位を見直した方が効果的な調達になると推察します。	人事・給与システムへのアプリケーション改修の工数は既に決まっていること（年800人月）、第4次システム更改を含め年度を超えての検討を要する課題もあることから、現行システムが稼働する令和10年度まで一貫して契約する方が適当と考えております。
12	6	3.9. 第4次システム更改に係るプロジェクト管理支援及びベンダーマネジメント等の対応支援	第4次システム更改に関しては、「2.2. 調達案件の一覧」のNo.6に記載されている「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」において更改方針を検討するものと推察しています。 このことから、本業務では第3次システムのプロジェクト管理支援業務に注力し、第4次システム更改に向けた検討及びプロジェクト管理等の支援は別業務として調達を行うことが望ましいと考えますがいかがでしょうか。	「1.3. 調達目的および期待する効果」に記載のとおり、本業務は現行システムである第3次システムの安定的な運用、諸課題の検討、各関係者との調整への支援を行うことを目的としています。 これまでの関係者等との調整状況等を鑑み、本業務においては第3次システムの安定的な運用を実現する取組に注力することで、第3次システム運用及び第4次システム更改それぞれの効果的な運営につながると考えます。	御意見を踏まえ、3.9.を修正いたしました。御認識のとおり第4次システム更改は「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」において整理・決定するものとなりますので、その結果として仕様書に記載の工数に増減が生じる場合は必要な仕様変更等を行う予定です。なお、第4次システム更改は第3次更改システムの運用との連携が必須であり、別途調達予定の「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」に係る仕様書において方向性は一定程度確認することが出来ると考えております。
13	3	2.3 調達案件間の入札制限 相互けん性の観点から本業務と「表1」項番1～3に挙げる業務は、相互に入札制限の対象とする。	本調達の履行期間と重複する「5. アプリケーション改修支援業務」と、本調達も相互の入札制限対象とはなりませんでしょうか。	本調達において「アプリケーション改修に係る進捗管理」が含まれているため、「アプリケーション改修支援業務」を受託したベンダを制限しない場合、競争性が損なわれると考えるため。	御指摘の調達については、アプリケーション改修そのものを行うものではなく、同業務について技術的に指導するものであり、アプリケーションに係る進捗管理業務との利益相反はないと考えるため、入札制限対象とはいたしません。
14	3	2.3 調達案件間の入札制限 相互けん性の観点から本業務と「表1」項番1～3に挙げる業務は、相互に入札制限の対象とする。	本調達の履行期間と重複する「6. 第4次システム更改に向けた調査・研究業務」と、本調達も相互の入札制限対象とはなりませんでしょうか。	本調達において「第4次システム更改のプロジェクト管理支援」が含まれているため、「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」を受託したベンダを制限しない場合、競争性が損なわれると考えるため。	「第4次システム更改に向けた調査・研究業務」は第4次システム更改に係る実作業（設計・開発等）を行うものではなく、そのスコープを確定するための業務であり、本調達による業務と利益相反するものではないと考えるため、入札制限対象とはいたしません。
15	3	3.9 第4次システム更改に係るプロジェクト管理支援及びベンダーマネジメント等の対応支援 ・第4次システム更改に係る仕様書など必要資料の作成支援 ・第4次システム更改に係る事業書から提出される成果物等のレビュー支援	左記項目について、要件の削除をご検討いただけないでしょうか。	仕様書などの必要資料の作成支援は「要件定義書の支援」という別工程の業務であり、競争性の観点より、別調達とすることが望ましいと考えるため	「要件定義書の作成」は人事・給与システムに関するプロジェクトを円滑に実施するために必要な業務であり、人給専任部門が行うプロジェクト管理業務の一つであると考えます。そのため、当該業務を支援する役務は本調達で求めるプロジェクト管理支援業務そのものとするため、御指摘の記載は維持することとします。
16	2	1.6 人事・給与システム 運用全体スケジュール(R5.4時点)	運用全体スケジュール(R5.4時点)において、プロジェクト管理対象は、システム更改は対象にはならない認識でよいでしょうか。	システム更改がプロジェクト管理対象が把握するため。	3.9.のとおりシステム更改についても対象となります。
17	5	3.6 加えて、必要に応じて人給専任部門が行う設計書の妥当性確認や受入テストの支援等を行うこと。	人給専任部門が行う設計とは、どのような設計を想定されているか確認させてください。	設計が業務に関する設計がシステムに関する設計かを把握するため。	人給専任部門が行うのは設計書の妥当性確認等となり、業務目録・システム目録いずれも想定しております。
18	5	3.8 利用者用マニュアル(人事・給与システム担当者向け)	届出申請機能マニュアル(一般職員向け)の改定も含まれているため、項目名は誤解を招かないような名称がよいと考えます。	「利用者用マニュアル(人事・給与システム担当者向け)の改訂支援」という項目名称の本文に届出申請機能マニュアル(一般職員向け)の改訂作業の記載があるため、作業内容に誤解を招く可能性がある。	御指摘を踏まえ修正します。
19	7	3.12 (2) 成果物の納品方法	用語の統一	(1) 成果物一覧 では納入 (2) 成果物の納品方法 では納品 と用語がふれているため、統一した方がよいと考えます。	御指摘を踏まえ修正します。